

広島県告示第九百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤田 雄山

名称 医療法人社団 あゆみ会	主たる事務所の所在地 広島市安佐北区狩留家町一二九八一	名称 かるが医院	所在地 広島市安佐北区狩留家町一二九八一	廃止年月日 平成一九年七月二二日
指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス事業を廃止した事務所		廃止年月日